0

アメリカ革命史の歴史

仐 津

晃

への一応のパースペクティヴを与えようとするものである。従って革命史の研究発達史というよりは、むしろその問題点の指摘が中を十分知っていないからである」と。本稿は革命史の研究発達史を簡単にたどりつつ、主として以上二つの基本問題を検討し、将来敷衍してはならない。われわれは問いつづけなければならない。なぜならわれわれは未だ、アメリカ革命がどういうものであったか イェール大学のE・S・モーガン教授が次のようにいっているゆえんであろう。「われわれは、どの特定の説をも完全な説明にまでである。「インピアリアル・スクール」によって科学的な操作が始められてから優に二世代以上を経過しているにかかわらず、今日 心となるであろう。 題の

サイエンティフィック・スクールの形成

1

それ以前

7 メリ カ革命期の研究はこと三、 四十年間に 以前 のど

は歴史研究における近代精神の所産であり、 時期より も数多くなされている。 とのような撓 初期の歴史学 まぬ努力

Α

者たちが植民地叛乱の説明根拠とした単純な公式を完全に

諸力の 打ち破つたのであつた。 政府と個人、 複合性から生み出されたことは今日ほとんど一様 イギリスと植民地、 それらの研究によつて革命 社会的・ 地理的 宗教的 運 動 が

に認められているところである。」

ンドル げた労作『植民地商人とアメリ 以上は一九一八年、 M 1 シュ ズ、 オ V ズグッ 1 ジン ۲ ガ 当時アイ 1が恩師H ピ 1 7 カ 草命 らを開拓者とする十九世 才 ワ L 州立大学の少壮学者 の序言である。 オズグッドに

での革命史把握がどのようであつたかを概観することから らかであろう。 義をもつた点はシュ 種の客観的基準ない 紀末からの客観的な革命史研究が古い偏見を打破し、 V わゆる「インピアリ その画期性を知るためには、 レージンガ し アル 般的諒解をもたらした点、 • スクール」の出現が画期的意 ーの簡単な言葉のなかに 十九世紀末ま 従つて 或る . 明

始められなければならない

ځ める教育的手段に用いられた。 政府を愛する有徳な人々が正義のために闘つた争いである、 専政君主ジ"ージ三世を向うに廻して、秩序ある且つ進歩的 前者は革命を神聖視する。 的偏見と王党派的偏見との両極端から書かれたのである。 感情から書かれることが多かつた。 同じくしてさかんに行われた。 ンズ教授はこれを「愛国的・忠誠的叙述」 (patriotistic and とつては、それは冷静なロゴスによるよりも自己の党派的 上最大の出来事であつた関係から、 うまでもなく、 との種の叙述は教科書に採用され、 革命は建国のエポスとしてアメリカ史 それは残忍にして自然に反した しか コ П いい し当時に生きた人々に その叙述も建国と時を ン ピ 新国家の基礎を固 換えれば、 ア大学のネヴィ 愛国派

> 批判を許さない「経典」と見なされたのであつた。 pietistic Writing) する革命観が十九世紀の二、三〇年代まで存続し、 視して起した不法行為である、 てのみアメリカも安泰であるとする正当・穏健な見解 田舎の無作法者 ように考える。 系列に属すると見てよい。 ジ・バンクロフトの手で集大成された革命史は、 革命は三百代言や密輸業者にみちびか こと呼んでいる。 (bucolic clowns) が、 ところが、 と。ともかく、 十九世紀に入つてジョ 王党派的立場は次 英帝国の繁栄にお 以上の相反 大体右 相互に を 礼 た 0

の影響、 任主義運動や選挙法改正運動が抬頭し、 家層の形成を見ていたイギリスでは、 周知のように、 の領域ではホイ 化に作用したのはいうまでもないが、 となり、 が抱かれるようになつた。世代が代つて革命は父祖の物語 ラシーの在り方が活潑に問われたのであつたが、こうい 一八二〇一三〇年代から、 特にイギリスにおける自由主義運動: 新国家の基礎もでき上つたということが ナポ . " グ史家たちの活動 V オン戦争当時すでに強力な産業資本 どちらの経典に対しても疑問 戦後間 いま一つには外から ブル が 関連してい ジョ もなく自 --歴史叙述 事態 ワ デモ i 由放 0 変

ク

あ る。 ③ 有利性、 末に であろう。 1 せた諸条件 ス ۴ 殺され、 H 命は僧侶や地主貴族に反抗したジョ と見る弊害をもたらし は揚棄されたが、 ŀ 7 チや、 ン ティ おけるア の重要性の発見という形をとつたことは偶然ではない コ とうい ブデ ンの自 7 合成的国民性、 これをイギリ 民衆を無視して革命の英雄だけをとり上げる態度 0 ン、 X 重要性など―― う考え方に 由主義運動の符合物にすぎない、 ジョ リカ史学の自覚形成が、 大陸的孤立性、 反面 ン ・ たのであつた。 スにおけるデモ かえつてアメリカ革命の特殊性は抹 は、 なかんずく世界史上ユニー ブライトらの運動或い アメリ は顧られてい 隣接地域に強国をもたない ン・ラッセル、リ カをイギリ つまり、 クラシ 一つにはファ ない。 1 発展の は スと相違さ というので ア + グラッド メ -九世紀 ・クなフ ź ij カ革 ン -1-テ 琛 ì

> 歴史を書き、 るに文学をもつてする態度である りも世界の出来事を扱おうとする傾向、 方面に向けられたことは想像に難くない。 点を考えれば、 やくから開け、 でありハーヴァ モ グ 歴史文学者の大半が 特にニュー つの点に特徴づけられる。 ととに関連する。 がともに アメリカ史自体よりも スペインや オランダなど外国 ッ ランドを中心とし、 1 ところで、 ŀ ÿ イングランド ー、フランシス・パ ٠ 十九世 イングランドという名称を用 1 彼らの関心が概して対外的または国際的 ードの卒業生であつた。 3 クマンのように新世界を舞台にした場合でも I 例えばW・ |紀前半の歴史叙述をネヴィ アメリ H また彼ら自身が同 ッ ル パと交渉の深い ネサ H建国の歴史に情熱を傾けるよ **ー**クマ カ史の叙述に Η ン スの文学的歴史」と呼ぶ。 ンはい プ (プレスコットとモッ V ス 白政治におき代 歴 との地方が最もは ずれもボ コ 地 忘 彼らの 、史をもつてい v y の出身であつた 1 てニュー・イ たのは、 ン J ズ 叙述は二 ストン人 は 当時 ż た な

7

X

IJ

カに

おける革命史研究は、

イギリスのこ

つの傾向

を

強

く受けることとなつた。

革命直後の極端に党派的なア

プロ

J

R

グ

リー

ン、

G

0

.

ヴ コ

工]

リレ

アン

などが輩

出し、メイ、

た。

う時代傾向を反映

してT・B

レマ

1

Т

E

朩

1

グ的立場から立憲政治の歴史や人民の歴史を書い

いう観点からとり上げた事実は注目してよい)。

これをラテン=旧教文明とアングロ・サ

クソン=新教文明の衝突と

彼らの生命

ことは当然の経路であろう。に、二つには文学的歴史叙述からの解放という形をとつた 棄し歴史を政治の手段化から解放したが、 客観性に欠けた。彼らは愛国派的ないし王党派的偏見を揚 文学的衝動をもつて書かれるべきものとした。 アメリカ史学の自覚が一つには西部への着眼であるととも の である。彼らは歴史を実質的にも形式的にもドラマであり、 部分に解消させるという結果をもたらしたのである。 逆に歴史を文学 その結果、

ギッ 野、 は創作性が客観性に優越した。しかし再版では「懐 疑 性、 に馴染んだ。 自身が客観的史料操作にのり出したのである。 デ 1 モ E ンゲンとべ クラシ クラシーの "prosecuting attorney"と批判され、 1 イギリス史学への追従的状態に停滞していなかつた。 から 1 イングランドの文学的歴史家であり、フランスの 誇張の無批判的性質を指摘されたバンクロフト "très démocratique" 彼は三たび『合衆国史』を改訂した。 ルリ ンとに学び、 ニーブ 1 後のオズグッド ルやランケの方法 彼はゲッテ 初版で から デ

> たの であつた。彼がとり入れたドイッ的科学的方法は、 なくして歴史研究はありえないことを身をもつて示したの 彼はその後のアメリカ歴史学者たちに客観的 そして一八八三—八五年に決定版が公刊されたとき、 批判的 方法

ー・アダムズやハーバート・B・アダムズをはじめドイツで

ヘンリ

フ ィ 勉強した若い学徒に受けつがれ、いわゆる「サイエンテ に、その歴史叙述も一八八○年ごろから新しい時期を迎え 械化とをもつて「現代的アメリカ」の出発点に立つたよう 家的統一を実現したアメリカが、ぼう大な資源と高度の機 国内戦争と戦後の政治闘争を経て産業ブルショ 「アメリカ史学の父」といわれるゆえんである。の ッ ク・スクール」の抬頭に寄与した。 バ ン ク ワによる とうして Ħ フト が

しア

メリカ史の叙述はいつまでも政治や文学の一分

その開拓者 特にアンドル ハーズ

2

たのである。

び革命期の真相もつぎつぎに明るみに出された。 オズグッドを挙げることができる。彼らはともに、革命の さて歴史研究が客観性を帯びて来ると、 ール大学のC・M・アンドルーズ、 コロンビア大学の 植民地 時 開拓者に 代およ

イ

x

根本史料への信頼、科学的精神が目だつて来

4

1)

1

アダムズの弟子エ

ドワ

I F

チ

7

7

=

だか

ら今

日必要なことは、

両者

の比重

0

П

復である。

わ

n

IJ

カ

の特殊性を抹殺

本国

I

植民地関係を等閑に附

した。

理 て発表された て、一八九八年のアメリカ歴史学会におけるレポートとし ならない、 解は植 民 という問題意識に立つた。 地側とイギリス側との双方からなされ (アンドル ーズ 『アメリカの植民地時代、 その研究は期せずし なけ 一六九〇 ñ ば

--七五〇年』

オズグッド

『アメリカ植民地時代史の研究』)。

L

にとどめよう。

か

もこれより先に、

オズグッ

ドの弟子G・L・ビーアは

「イ

ギリスの対アメリ る論文を発表し、 歴 安的 経済的 一概観 イギリ カ植民地通商政策』(一八九三年)と題す ス経済学者W・J・アシュ (一九〇〇年) によつて補説された。 V Ī 0

よび革命期の研究はアメリカ史学界をにぎわしたのである。の 植民制度』(一九二〇年》)。二十世紀に入つて、 さらにビー との方面 アは相次いで旧植民帝国史に関する研究を発表 での金字塔をきづいた 『イギリス植民制度の起源』 (『イギリスの植民政策 《一九〇八年》、『旧 植民地時代 . E

らに

IJ

IJ

担当した。この三人と、さらにハ ・制度史を研究し、弟子の 12 ン またイェ ビアでは師 ールでは、 のオズグッ Ľ. アンド 1 7 ドが主として植民地 が 1 ル イ ヴ ギ l 7 ズ IJ ス側 が I ングが、 ۴ 両 側 のそれ K おける 面 側 を を専 0 同 般に 政治 時に 攻

> 義をもつと称讃されてい の研究者マイ ルの始祖) 民地時代史ない に数えられる。 ケル . し革命-クロウスによつて今日なお決定版的意 るアンド 史の V 開 まここでは、 拓者 ル 1 (インピアリアル ズの業績だけを記 ァ メ ij カ史学史 ・スク

1 植

われなかつた。」 [@] うとする系統的努力は歴史学者たちによつていささかも! わらず、アメリカ史に関するイギリス側の史料を発見 百五十年の間 こういう問題意識のもとに、 アメリカは英帝国 . の ____ 部 であつたに 彼はまず種 か か 行

時代』(一九一二年)で彼はいう。 著作者たちは、 でぞくぞくと研究を発表した。 種の史料集を公刊し ス公文書保存局内、一七八三年に至るアメリカ史料案内」)、 ス博物館内、 『アメリカ植民地時代史に関するイギリス記録史料』、 一七八三年に至る合衆国 植民 地側だけを強調 (F・G・ダヴェ 比較的 この時 するか 史の写本史料手引き』、 ン 初期の著作『植民 ポ 期 | |-または逆に に関する従 と協同で 「イギ 次 来 7 地

われが植民地時代史および革命史を(十分)理解しようとす

ればならない、と。こうして彼は本国と植民地双方の研究を自己自身で処理する意欲をもつていた次第を見究めなけこうとしたかを見るとともに、他方で植民地が自己の問題

を進めたのであつた。

0

歴史の植民地時代はアメリカ的というよりもイギ

ころで「イギリス=アメリ

カ抗争」を提示する。

わ

九

リれ

スわ

釈を発展させる契機となつたといえよう。 『アメリカ革命、 びく 象的にとり上げ、 代的背景』 1 の確認は、 る社会形態から生じた「信念の衝突」 (impact of conviction) した支配階級と、 章 らによつて拡充され、 九二四年に公刊された著作 (この結論は、 一般 C・H・ファ 的考察』に は右の立場を再確認したものであるが、 一解釈』で強調された)。 闘争が 植民地に形成されつつあつた社会とを対 一九二六年度アメリカ歴史学会での会長演説 t ン・ 不可避であつたとする結論をみち 7 Va て彼は当時の英本国のとりすま メ リ タインや近くはJ・C・ミラ カ革命 『アメリ かのイ 静的と動的、 カ革命の植 デ オ H 丰 最後の 民地時 相反す 1 的解

地時代』(四巻)第一巻を発表した。これにおいて彼がいお研究の集大成ともいうべきもの――、『アメリカ史の植民一九三四年アンドルーズはいよいよ待望の傑作――彼の

ぶものは、十七世紀と十八世紀との根本的相違を銘記 うとした要旨は次のとおりである。 世界を示すものであり、そこにはほとんど厳密に「ア ければならない。 的」と称しうる様態はない。 十七世紀はアメ ところが、 ij 初期 カにおけるイギ 十八世紀は到 の アメリカ ý メ 史を学 ると え的 IJ しな カ

ファ 第一 ス ク である。 つたかをくり返し、 そして最後に政治上・ 7 述べられるであろう。 と植民地、 1 メリカ的なのである、 巻の後半から諸植民地の成立と発展とを刻明に記 クターにおこうとする一派をきびしく批判して ル の登場によつて、 彼が革命の原因を具体的にどう解釈したかは後に 社会的 革命の原因を主として経済的 経済的 ともかくサイエンティ 憲法概念上の抗争が ځ 「革命運動が政府と個人、 こういう構想のもとに、 • 地理的 宗教的諸 V フ カン 1 K 重要であ 力の複合 · 社会的 1 V ク 、るの 彼は 丰 . 3 ij ス

ま一度ふり返つて、十九世紀末までの革命史把握を検

性から生み出されたこと」はもはや動

かしがたい

事実とな

つたのである。

V

6

それ 人は 私的利害にからんで植民地人相互の間に見られた一体性の するうえにおける愛国派指導者たちのいちじるしい遅滞性、 と見ることは、 治的理想のためにつくした没我的献身を革命の唯 生じた闘 を拒否した制度、 従来の単純な公式 ŋ 家をつくるため英雄的反抗に立上つたのである、 彼らすべてが政治的 自己自身の権利を外部から無視されたため憤慨し、 口 フト自身、 はほとんど正しい 一致して圧政=航海条例に反抗した、 かしサイエン 争 航海条例が圧政そのものであり、 なるほど国家の伝説ではあろう。 は ティ 存 両者間 在価値を失つてしまつた。 自由と平等との原則にもとづく独立国 歴史ではない。 自由 フ における言葉のうえの不一 1 のため一 ッ *7* スクー 致協力した人民と自由 ときめつけている)。 独立 ルの登場によつて、 それゆえ植民地 0) 愛国 主張を明示 しか ح 0 致 従つて 派 (バン 原因 から Ļ が 政

> ð 必要もあること、 団 的 欠除、 根深いものであつたという想定は、 不十分なこと(或いは誤りさえもあること)、 政治的スローガンや合言葉を額面どおり受けとるだけでは ち、 とした。 そしてこれらの研究をとおして、 員の偏見といつたような問題に細心の注意を払つて来た。 害、 し世界の諸問題とイギリ ら独立運動に至る闘 ないと。 れた事実といつて過言でない。 般的諒解ともいわれるべきもの 連鎖、 地域・社会階層の動きを検討すべきこと、 なぜ革命戦争が行われたかを理解するためには著名な 主体的人間と客体的な出来事との偶然的 これらは厳然たる事実として認められなければなら その結果、 こうして十九世紀末か 人間個人の などである。 今日の 争の発展段階を結ぶ論理を発見 野 心 ス U アメリ 7 革命指導者やイ 革 メ ら歴史学者たちは経済的 命 IJ が 英帝国内での自治運 カ革命史研究者の 存 もはや客観的に基準化 0 カ抗争との 原因 在してい 各種の [が複合: ギリ (ないしは必然)関係 英帝 る。 的 個 ス すな 間 国 国 で を 人 しよう ぁ ĸ 動 知る な 一会議 集 は わ か

され

た革命史は次のようであつた。

革命はすべての

植

文学的

且つ国

民主義的叙述に流れこみ、

広く教科書に

討して見よう。

愛国派的見解に端を発してバン

クロ

フ

で起つた。

つまりすべての植民地人は、

自己を支配すべき

人が専政を嫌い

自由を愛したという、

主にそれだけの

理民採ト

由地用の

革命原因論の諸相

なかでなにがより基本的であつたかについては今日なお必 課題である。 見解が同時存在する現状といつてさし支えない。 ずしも客観的基準を得ていない。それどころか、 ーを二つに分けて簡単な紹介と所見とを述べるのが本章の やく表明したものであつた。だがしかし、複合的諸原因の 去二世代以上にわたる客観的な革命史研究の基本をい カテゴリ 相反する ちは

こうして冒頭にかかげたシュレージンガーの言葉は、

過

1 第 ーカテゴリー

決定的な影響を及ぼしていたのである。

植

に触れる)。 ではアンドルーズを中心として、ビーアおよびファン・タインだけ に代表され、大体において革命史研究の主流をなす でないことを主張する。 は直接的 民地側の思惟が最も重要であるとし、革命派の政治思想 もちろん革命の原因の複合性を認めるが、自治に関する ・物質的利害をもつてして十分説明されらるもの 概してインピアリアル ・スク (E) E ルル

ギリスの状態を述べる。当時のイギリスは精神的・社会的・ C・M・アンドルーズ まず彼は十八世紀中ごろのイ

べき前進は認められない。こうして約一世紀の間

植民地

優越感、 地主層から成つていた事実と表裏する。 ギプソンと異なるところ)。このような慣習性は、 クールに属しながら闊達性 (Libertarianism) を強調するL・H おくことで満足していた(この点が、同じインピアリアル・ス られうる最上と見なし、概して事態をあるがままに放つて 風があつた。最も啓蒙化された人々でさえ現存秩序を考え 形式的・月なみであり、新しさや変化に対して自己を閉ざす 制度的に平衡状態を保つていた。人民の思想および生活は 伝統に対する強い固執性が国会または地方政治に 彼らの抱く封建的 支配階級が

書中にも、 られなかつた。 いない。また、 ず、本国政府は一世紀近くにわたつて政策を変えなかつた。 一七八二年)を通じて、それはなんらの修正をも要求されて 商務院 (Board of Trade)が存在した八十六年間 策にも顕著に現われた。 ところで国民生活における慣習性は、 ただ一つの例外を除いてこの八十六年間 植民地総督に宛てたぼう大な辞令書や訓令 植民相なるものは革命戦争の直前まで設け 植民地は日進月歩したに 政府の対植民地政 (一六九六— か 注目す カコ わ

8

を来たさなかつたのである。をどうすべきかについてのイギリス側の考えは重大な変化

習的 なければならない に、 と見なされた。 もつ関係から類推された。 会議員や行政部役人の政治思想は彼らが小作農民との間 上に見たような植民地統治上の な植 国王と王国とはアメ 民 地観 ちようど地主が地代によつて生活したよう を反映 と考えられ してい 'n つまり、 カ たのである。 る。 からの収入によつて利益を得 地 不活潑さは、 植民地は国王の 主層 の出身として、 相変らず慣 小 作 玉 地 K

れに反し、

植

民地は新しい環境、

従つてさし迫つた必

代史に ろの 追従機関と見なされた植民地議会が漸次脱 技術としてとり入れられた植 した諸 次除去する 要から新しい秩序の社会および政治組織をつくりつつあつ 未だ適当に説明されてい 経 1 đ. 験が充実して 規 丰 制に V IJ 物語 てこれほど重要なことはない ス人がどのように 漸次自己調整してゆく物語であり、 であ ゆく物語 b (1) 本国 ないが、 であ して 民地議会や教育その他い 0 Ď, 通 ア それは一封建的要素を漸 メ 商政策が (四) リカ人になつた が 特に 皮・ 植 自立してゆ 本国 民 (三) 植 地 一議 民 側 会の ろい かは 地 沿 K 時 0 課

民地議会との間に存在した」と。

してさらに究極的に分析 根柢に横わる基本問題は植 第二義的にのみ財 なのである。 者の見解の衝突、 ても、 らない。 自の成長こそ、 うに自覚的強力な立法団体へと発展した。 く物語である。 結論される。 の抗争をとおして、 その考えはいささかも植民 1 ・ギリ だから、 それは「主として政治的 ス側がこ とり立てて注目されるところでなけ 植民地議会は外部からの干渉に対する長期 政的 つまり信念の衝突が 当 畤 革命の原因ない すいれい 商業的 イギ れを本国議会の亜流と考えたに 民 ば、 地 リス庶民院がそうであつた ないし社会的運 0 抗争 地側 政治的 は 7 に通じなかつた。 し性格は次の 憲法的 1 独立であつた。 メ 半 IJ 植 カ車 民 IJ ス議会と植 動であつた。 運 地 一議会の 動 ように れば Ó であり、 原 そ 因 両 な

で 命 0 両議会の信念の あるか、 解放をめざすアメリ 経済的 の経済的解釈に次のようなきびしい このように革命 決定論者たちは革命が またはアメリ 衝突を強調したアンド を主として政治上・ カ商業= カ を工業規制から解放させるた ブラ 1 ギ ン IJ ス重 批判を行なつて 憲法 夕 ル 1 1 ズは、 資本主義 商主義規 上 の 運 次 動 制 0) Va 動 で革 か め き

つた。 のである、 あつて、 ە د\ 糖条例やタウンゼンド条例はより多く歳入のための対策で 条例などはその目的において決して商業資本家本位ではな つて来た。 多くの重要な点において明白に商業資本家の利害と喰い違 業資本家の要求や繁栄とならんで、 必ずしも全面的に商業資本家本位とはい 考えられるほど画一的な重商主義体制なるものは存在しな の大権、 の運動であつた、と信じている。 同様の正当さをもつて次のことがいえるであろう。 しかも一七六三年以後、 資本家の繁栄以上に国庫が必要としたところのも 議会の立法的権威などを考慮しなければならなか イギリスの政策は一七六三年以前においてさえ、 国王 けだし、 の布告、 七年戦争後の負債は一億四千万ポ 印紙条例、 イギリスの対植民地政策は しかし実際には、 国庫からの要求や国王 宣言条例、 えない。 ク x 政府は商 理論で べ ッ 砂 ク

> ない。 の課税であつたからである なぜなら商業資本家が欲しなかつた点は、 植民地へ

ない。ただ通商上の不満の除去、 かしこれにおいて、 イングランドを先頭として対英ボイ ところで植民地側は本国の政策に強く反対し、 植民地側は革命を準備してい コッ ŀ を断行し = -1

じるしく多様な地方的不満があつた。 た一つの不満があつたとか、 0 る決意を代弁したものに他ならない 地各個がそれぞれ自己の問題を自己自身で処理しようとす 義とした。このような要求 上の不満といつたようなことでなく、 と自由」を問題にしたグループの手に移つた。 導から他のグループ、 制限や財政的負担に対する抗議であり、 意図したにすぎない。そもそも、 イニシアティヴをとつた。 政治上の、 宗教上の諸不満が。 通商問題を二義的とし「人間 しかしやがてそれは商人層の指 ---それは根柢において、 その不満がまつたく商業的或 ボ イギリス議会との折衝 だからすべてに共通 1 ---の背後には、 財政上の、 憲法上の要求を第 =1 ny 主として商人層が トははじめ通商 彼らは通 土 たのでは 地関 の権 いち 植民 商 利 を

V

必然的に決定されたと主張することはまつたく臆測にすぎ

行政部の行為や議会の立法が実業家の圧力によつて

V

て、

満たすことは困難であるとさえ感じた。 益以外の他の利益を顧慮せねばならず、

当時イギリスに 彼らの要求を十分

£.

ンドに達したからである。

要するに政府は商業資本家の利

も強く希求せられた」状態 は一七六三年前に行きわたつていた 外通商を規制するにとどまる限り、 るため、 L Va Resolves of か、 項目中、 文書のなかには、 つまり W る要求はきわめてわずかである すような語句、 論争が七○年以後の主要問題となつた。 1 議会の決議文、 めぐつて)に起つている。 め る。 で同意するものである」と。 コッ 且つ本国内それぞれの構成分子の通商利益を トの失敗とともに重要性を減ずるに及び、 「帝国全体に恩恵的であり、 経済的不満を示すものは一つにすぎない)。 ゎ イギリス議会の法律が誠意をもつてわれ 回大陸会議の「宣言および決議」(Declaration and 礼 the わ Continental Congress) れは、 大陸会議の宣言文や独立宣言書のような公 或いは工業への束縛から解放されようとす イギリス重商主義の束縛からの解放を示 帝国全体の通商利益を本国に そして通商上・ ーその状態においては、 要するにア (例えば独立宣言書の二十七 またア 調 カュ は次のように謳つて かる法律の施 和 植民地諸都市や諸 財政上の不満 メリ と統 メリカ側 それどころ カ 全体か の状 わ 憲法上の の抗議 行 れ 確 確 かえ に喜 の対 保す 保せ 態 が B ボ

題点の単純化は必ず極端に単一化された解答をもたらすか

歴史のあまりにもはなはだしい単純化である。

けだし、

問

るか つて政府の目的と商業資本家の利害とが六三年後よりもは 15-15-15-致してい た――に帰ること以外のなにものでもな

か

つたのである。

人は次の事実を疑わないであろう。

自治および独立へ

0

憲法上の問題ははやく一七六五年(印紙条例を

来事を階級闘争、経済的利害の衝突だけとして見ることは、 体では革命をもたらさなかつたであろう。 要因が存在したことを。しかし以上のどの一つも、 運動の背後には通商上・財政上・法律上・社会上・工業上の だから過去 それ 出 自

無視 様態のみを強調することは、 に活用する精神力をとり上げず、感情や道義性の影響 至る事態は説明されえないであろう。 されているがー 究しても一 らである。 j 人間性の豊沢な素質や取捨選択に迷う政 また、 今日まるでなにか新しい 植民地生活の社会的側面 それだけでは一七七五年から七六年に 物的資源を人間 ことのように誇りと 他を排除して経 をい 『の幸福 かに 治 家 . 多く研 0 力 た 0

人間の出来事を物質的な事柄だけから解釈するこ (163)

視して、 み、

或い

は出来事自体のもつ気 まぐ れと不確実さとを軽

地生活の制度上・構造上の様態を強調しなければならない。@ とである。アメリカ革命史の学徒はなによりもまず、植民

リス 議会と植民地議会との見解の衝突を重視した アンドルーズの G・L・ビーア 政治上・憲法上の運動を第一義とし、イギ

民地側に最も満足を与えなかつたのは、実にこの点であつた」 と。 しば、 恵性を指摘し、 よりもその権威の無制約性であり、 は完全な行動の自由を束縛するものと意識された。 英本国からの輸入品に関税を課しえなかつたことが、 結果として現われるという事実を知るのが肝要である。 の社会集団の関係に及ぼす力学的影響を研究する場合には、 立場は、大体においてビーアにも通ずる。彼は旧英帝国における互 つまりビーアは、 「社会心理」的要素を強調する。 その集団の考えたところのことが実際にあつたことよりも 七年戦争後の歳入対策に革命の決定的要因を認め 革命の原因がイギリス政府による規制の実際 植民地における完全自治の要 「なんらかの政策が二つ 植民制度が植 植民地側で 例えば、 しば

つたとする。要旨を述べよう。 つて指摘された政治思想上ないし社 会心理 上の抗争を 本格的に検 C・H・ファン・タイン それが強制的課税とならんで革命のより基本的な原因であ アンドルーズやビーアらによ

られ、 た。

法および理性の原理に立脚している。

だから議会はそれを

エル・アダムズをはじめ多くのアメリカ人は次のように 確信し

イギリスの立憲政治原理は「神と自然との法」によつて定め

求と抵触した点にあつたとするのである。

ち

ある。 社会正義への観念も共通であつた。 にもかかわらず、歴史上の機 人々もあつた。 しかしカムデンやカートライトのような考えをし 会と環境とが政治的自由を享有する うえの相違をもたらしたので とイギリスとは共通の根源から発する政治的原理および伝統をも た。このような事態が帝国の統一を脅かしたのである。 た人々は、イギリスでは少数派にすぎなかつた。 いてサミュエル・アダムズや ジェー ムズ・オーティスと一致した ョン・カートライトのように、 イギリス立憲政治原理の解釈にお ークのように植民地に寛大な人々があり、 官吏群の意向の弁護人がいたし、 イギリスのなかにもピットやバ アメリカ人のなかには、 ばかりでなく、英帝国内の党派的戦争であつたということである。 リカ革命は政治的にいつて英本国と十三植民地との衝突 であつた ムズやオーティスに同調した人々は、 アメリカでは多数派を占め 人は次の重要な事実を見のがしてはならない。 政治的自由への理想において不思議なほどよく似ていたし、 この対蹠性はいかに強調してもしすぎることはない。サミ マンスフィールドを頂点とするイギリス さらにカムデン卵やジ それに反しアダ すなわち、アメ アメリカ

ものは実に思想であつた」。

その意味で彼は経済的解釈に

その補遺

とア 様経済的 れるJ・ 衝突」をさらに整理したのが、近時革命史研究者として知ら 原因におこうとする。 ア 0 ものい メ IJ メリ ۲ カ精神とイギリ C・ミラーである。 カ人が武力に訴えるまで十年間抗争の武器とした つまり政治的 一動機の重要性を認めながら結局は経済的動機以上 ル l ズ、 ビ I ア、 彼の言葉を借りれば、 ス精神との背反を革命のより基本的 • 精神的自由への要求を高く評価し、 ファ 彼はハッ ン・ タ カ l イン系列 ・やビー 「イギリス人 0 アドと同 「信念の

> 着眼しながら、 立とうとするもののようである。 つまるところアンド 革 命 ル 1 0 ズやビ 原 因に 関 1 7 するミラ 0

ーの要旨を聴こう。

変更することができない、

٤

ところがマンスフィールドをはじ

る。 引はなかつた。 撃は大したものではなかつた。 うことである。 済的自由への諸制限に対して強い抗議を行わなかつたとい た。 であるし、失業者も常に農業方面へ吸収されらるからであ カでつくられるよりも本国から輸入した方が安くつく れほどの窮状をもたらさなかつた。これらの物品はア えどのような条例が実施されたにしても、 蓰 しかし注目すべき点は、 かに、 そのうえ帽子・羊毛・羊毛品は、 植民地人の不満の背景には経済的 また帽子取引の禁止や鉄工業の規制も、 なるほど種々の制限が 七年戦争が終るまで彼らは経 植民地には重要な羊毛品取 加わつた。 一植民地 植民地経済の 理 由が だがたと から他 存 から メ 在 そ 打 IJ

し、石鹼・蠟燭・皮革製品・馬車類の生産もイギリス議会靴をつくり、他の植民地との間に広汎な靴取引を行なつた

制限されてい

ない。

例えばニュー

・イングランドは大量

すぎないのである。

植民地工業の最も重要な部分は大

植民地へ輸出してはならないことが主として規定され

たに

13 (165)

た。 ス製品に対する需要もそれにつれて増加した。 で植民地は繁栄した。 年戦争後の不況があつてからは、 乱を起したと見ることはできない。 からといつて、 ラ 動 られる心理であろう。 工業者は羊飼いである、 あると思われる。 影響であるよりも、 史上に重要な意義をもつの んどなかつた。 ンター の根柢には経済的不満があり、 それゆえ一七六五年後におけるア 1 グランド都市では、 の態度を決定するうえに重要な役割を演じた。だ 事実、 7 つまり植民地人は羊でありイ メリカ人が堪えがたい経済的圧迫から叛 むしろ植民地人の心理に与えた影響でもつのは、それが植民地経済に与えた 人口は一世代ごとに倍加し、 海港都 なるほど疑いもなくアメリカ革命運 といつたフランクリンの不満に見 市はビジネスを謳歌しつづけ 生活の困窮を訴える人はほ 概して革命戦争に至るま それが北部商人や南部 一七六三一六五年に七 メリカの自由と安寧 多くの ギ IJ 1 ス ギ 0 = 商 э. 1)

> 0 的諸条件の重要性に着眼しつつも、 る反抗であり、 IJ IJ ら来たというよりも植民地 とに対する脅威は、 ものに綜合しようとしたミラー ス議会の意図から来たものと考えられる。 ス議会がアメリ 経済的不満は二義的であつた、と。 カ人の政治的権利を侵害したことに 通商や工業生産に課せられた諸統 から歳入をあげようとするイ 0 革命の原因をそれ以上 7 プ 口 1 つまり、 チ は、 形而下 研究者 1 制か

にとつて魅力であるに違い

ない。

通過後にすぎない。

本国からの相次ぐ経済統制が真に

革命

かに

った。

彼らがそれを自覚したのは、

ようやく印紙条例

0

経済的

統制が

加わつても、

それが圧政とは容易に感じな

の干渉なくして行われた。

従つて、

アメリ

カ人はどのよう

ジェ 績 ドと同様、一九二五年プリンストン大学で 価していう。「一八九三年のターナー、一九 工 朽の名を残したアメリカ社会史の開拓者フランクリン・ジ 明快また説得的に」 の講義は近時におけるアメリカ史学の一 であり、 **ームソン**はどうか。 では社会運動としてのア 1 4 ソ 新しい歴史研究と解釈とを示す道標で ン以前には、 提示し、 社会史家F・B 革命は政治的・外交的 メ Ľ ij カ革命 **ー**アド らの絶讃を浴 を ŀ 時期を画すべ 一きわ のジ ļ 一三年のビ V ·軍事的 スは彼を評 め って簡潔 あつた。 1 びて不 ム 1 ソ 7

もの、

より大きなもの、

すなわちアメリ

カ社会をゆすぶる

史の一章であつた。

ジェ

ーム

ソン以後それはなに

か違つた

観点から捉えたのであろうか。

趣旨は次のように簡単であ

に当つて、

なぜジェ

1 ム

ソンはそれを

「社会運動」という

で

は、

もつばら植民地の独立を意図した革命を理解

する

そのように、 ズやビーアの域を出ていないのである。 てさえ、 的・文化的様態を包括的にとり上げたジェ けるものである。 騒 アメリ その原因の政治史的解釈という点ではアンド 彼の力作は今日もなお半古典として生きつづ カ精神の急激な発展となつたのである」と。 にもかかわらず、 はじめて革命の社会 1 ムソンに おい ル 1

地の独立)以上に拡大するつもりはなかつた、と。 ング らは政治的自由を求めはしたが、革命を一定の限界 会組織を破壊することも改造することも欲しなかつた。 派は不正な政治および社会組織のいずれにも反抗した。 ではなかつた。 命を起した人々の意図は、 もいちじるしい対蹠性を無視することである。 格に触れる。 まず彼はフラン р • サ クソンの革命はそうではない。彼らは自己の社 後者を前者と同じように見ることは、その最 これに対しフランス革命の場合には、革命 ス革命と比較しつつ、 明らかに政治的であつて社会的 アメリ アメリ カ革命 (植民 カ革 の性 彼 7

> 変化の諸様態を見るのが彼の課題であつたのである。 意味の社会的様態だけでなく経済的・政治的 織と社会組織とはきわめて密接な関係をもつてい る。 い、と。つまり、 前者が急激に変化するのに後者が変らないでいるはずはな を検討しながら、 ソンにも基調をなしていると考えられる。 確かに革命派は政治的目的だけを追求したが、 7 植民地独立運動に附随して起つた社会的 ンド ル Ì ズらの政治史的把握が • 文化的諸 るため、 政治組 ジ 狭い 相 1

第二カテゴリーと革命原 因 論 の検討

3

ム

上 スの相違はあれて・P・ネッテルス、 大体の傾向をうかがつて見よう(このグル あろうと考える。 前者が抗争の主要因であつたとしても別種の抗争(経済的 ない。つまり、 社会的抗争)がなかつたならば、 な経済的・社会的要因の所産にすぎない さて第二のカテゴ 憲法上の思想の相違を先のグ 政治上・憲法上の見解 ここでは L・ リーは、 本国 それは容易に避けられたで M H ル = 植民地間における政治 ^ 1 Μ vy の相違はより基本的 ブ か、 カー ほど決定的 ープには、 Æ ν またはたとえ 一人を挙げて、 l ス、 = とは見 ミリア アン

商業=プランター資本主義の勝利として捉えられる、 論的にいうなら、 の衝突が革命の原因であつた。 彼は考える。 植民地=イギリス間における商工業的利益 イギリス商業資本主義に対するアメリカ だから、 革命の成功は構造 ځ

歴史学者への彼の批判はすこぶる攻撃的調子を帯びている。

メリカの学者たちは、一七六三年ピットをして仏領西

こういう立場から、アンドルーズ=ビーア系列に在る一

群の

よび維持のための方策が講ぜられなければならなかつた。 そのためには、本国軍隊が植民地に派遣され、軍 ならなかつた。 山脈以西により以上の移住を行なうことは妨げられねばな 抗争を準備したのである。まず英帝国は、賢明なインディア この夢とそれから生じた帝国政策とが、 アの誤つた解釈に迷わされて来た。ビーアの主張は次のと ン対策を講ずる必要があつた。そのためには、アレガニ おりである。 インドの代りにカナダを要求させた動機につき、多年ビー 植民地毛皮商人のインディアン搾取も抑止され ビットは帝国維持の大きな夢をもつていた。 また英帝国は、帝国防衛体制を必要とした。 植民地=本国間 隊の駐屯 ねば ì 0

た。

弱い環 る手段をもつて新しい財源を開拓しなければならなかつた。 由を愛する個人主義的な植民地人から、 こうして情況の鎖は完全となつた。 さらに英帝国は、歳入を必要とした。 ――実に長い間わが道を行くことを許されて来た自 しかし、この鎖は最も そのためには、あ 課税という手段を

研究者たちはいうのである。しかしながら一七六三―七五 ばならなかつた、と。このようにビーアおよび彼に従つた 用いて資金を徴発したこと――で、ぷつつりと切れなけれ

ム たということ、すなわちピットおよびその後継者たちは 年の事態は、 ウェ ルが一世紀以上もまえに敷設したと同じ線を正確 イギリスの政策が実際には決して変らなかつ クロ

ももたない。彼らの計画の目的は、 の結果いまや危殆にひんしたイギリス資本家の擁護であつ 辿つていたということを理解しない限り、 植民地資本家との競争 なんらの意味を

いのか。 ならびに糖蜜関税の引下げをわれわれはどう説明すればよ たとするなら、 もし植民地から歳入をあげることに問題の中心があつ さらにまた、種々の点か 鉄を列挙品目のリストに加え、 印紙条例やタウンゼ ら航海条例を強化し通過 ンド条例の急速な撤

条例を可決し、

葡萄酒貿易

16 (168) 判

的

で

あつたかは、

以上で

剪

明らかであろう。

ば自然権 製造業、 わ れて来たような、 れはどう説明すればよいの て き残るか めぐつて行わ 義体制の帝 東インド会社に独占権を与えようとし れたのではない。 ッ カ 未開地と毛皮、 1 崩壊する をめぐつて行われたのでもない。 国 がインピ れ H 植 たのであり、 。課税権および、究極的に分析するなら政治上および憲法上の概念をめぐつて行 かを意味 民地機構内でイギリス商業資本主義が こアリ ァ 砂 か。 したに 糖、 ル とれらすべてはただ、 • 葡萄酒、 抗争は従来やかましく ス ク 他ならない 1 ル た企図 に対 茶ならびに通貨 それは植民 して 0 で を ある」 V 重商 わ か K れ 地 V わ 批 生 主 を 0 わ

0

統

制

権をイ

丰

IJ

スに確保させ、

植

民

地

の茶販

売業に

対

L

が

忘

策

K

葉のなかに 般に承認してよい で措くとして)、 1 V 1 (論文 . う ギ IJ 'n ス 『第一次アメリ は、 商業資本主義とアメリカ商業資本主義との カ 1 1 ジ 0 いであろう。 工 ン シ Ľ 1 x 7 力革命』 1 世 ij ン教授もいうように広い意味で 7 は ァ ル もちろん一 (資本主義の概念規定は一応ここ を書いたころのハッ . ス ク ì 九三五年の ル 0 政治史的 カー) 抗争 0 ッ 制 言 カ

P

たと考えるべきでは

ない

か。

ピ

1

ŋ

度史的解釈に対する意識的反撥が潜み、

従つて多少の誇張

ナ 丰

ダ

を領有したこと、

ij

スが商業資本家の

要求する仏領砂 印紙条例ないしタウ

糖諸島で

ン

ゼ

ンド はなくて

条例

か

見いだすのである。 ため われ 者の政策を 戦後のイ 資本の繁栄とはほ 戦後のイギリスの政治と商業資本家の利害とをそれ カー 離して考えるべきか。 は新しい事態の到来を、 事実とせねばならぬ。 、転換を必要としたことはア り七年戦争は近代史上稀に見る大戦争であ あつたことは否めない。 Ŕ 新しい情勢のもとで新し われはより ス政策の転換性を過大評価するビー 的解釈は、 は或る程度の ギリスが新しい ク 口 以上の 誇張のそしりをまぬが 厶 ぼ ウ 政策転換 しか x 同 疑問 ル 義語であつた。 局面 戦前に のそれ その意味で、ピット しながら反面、 ギ 対植民地西部規制や歳入対策に をもたざるをえ プ に即応するため或る程度の ン を必要としつつ―― い情勢に即応しつつー Ġ. との連続 ۲, ソ ンが ア一派は、 V ル て、 1 それは戦後に れ ズや 極 帝 ァ — な 力主張 七年戦争によるイ 面 な およびその ピ 玉 Vo か 5 (1) [の安定 派に対しても、 らのみ見る ーアらととも V 事実わ 七六三年イ l そ 第 と商 ほど切 連 £ れ V 後 Ø えの ると ĸ 続 V れ わ 継 政 て

ギ

ij

れ

「マーカンティ を第一義とし、イギリス議会の優越を信条とする政治家群) 商業資本家の反対を押し切つて可決されたことを強調して、 リスト」から「インペリアリスト」(帝国支配 へ の

ンド条例が急速に撤回されたのを彼らはどう解釈するであ 転換のしるしとするが、それでは逆に印紙条例やタウンゼ

ば、 ないし同一方向において捉えられるべきではないか。 は立場の対置性ない わゆる「マーカンティリスト」と「インペリアリスト」と b K アン女王時代から熱烈に要求されていたところであり、し つているのである。またカナダの領有はC・P・ネッテル かもそれは商工業的利益からの要求でもあつた。七年戦争 ス教授がそのすぐれた論文で確証しているように、すでに にひしめく商業資本家の要望に応えた結果であることを知 ろうか。 っカナダ領有が決定されたというようなものではない。 おいてはじめて、そして商工業的利益とは別個の角度か 帝国保持の目的からする植民地西部への新たな規制は、 われわれはバークの記述などから、それが院外室 しズレからでなく、 むしろその共通性 例え V

ような点である。七年戦争後のイギリスの政策をどの程度 イギリス投資家の利益と切り離して考えられないといつた

領域においてどのように効果をあげたかまたはあげなかつ

プランテーショ

ン経営、

通商・

航海、

まで戦前と切り離して考えるか、どの程度連続面を強調す るかは依然として残された問題であろう。

第は革命史を学ぶものが再認識すべき点であろう。 占め、それがまた七年戦争前からの根強いものであつた次 彼らの経済的利害と決して無関係なのではない(比較的おそ つた。だが複合性のなかに経済的動機が大きなウェ けされているのである。なるほど革命の原因は複合的であ を実体験した中下層=債務者層の経済的要求がことに裏づ れるように、戦後の不況で失業するか或いは生活の不如意 く革命運動に立上つた西部農民の場合も同様である)。 すなわち「サンズ・オヴ・リバティ」の憲法上の要求は、 しかし、商人層に対抗する都市および周辺農村の急進勢力、 によつて、経済的動機の重要性を引下げる理由としている。 憲法上の要求を第一義とする連中へ移つたと主張すること ヴが商人層から別のグループへ、つまり通商を二義的とし んこれを再認識するためにはイギリスの規制が土地 第二にアンドルーズやビーアは、反英運動のイニシアティ 後にも触 もちろ イト を

題は、 末か たかー それを単に七年戦争後においてだけでなく、遠く十七世紀 重商主義体制に反対したのは、なんら不思議ではない。「疑 だから、 例に内在した独占の脅威も経済的影響をもつものであつた。 部課税計画はいうまでもなく経済的側面をもつたし、茶条 の複合性を認めながらも現に次のように結論している。 ブラウン教授は政治的・宗教的動機を指摘し、革命の原因 Revolution)の否定論によつて話題を蒔きつつあるR・E・ されるべきものと思われる。 れるよりも、たとえ相対的であれ、むしろその重要性を確認 機は革命の原因の複合性を強調することによつて割引きさ 日発表の機会があるであろう。 を具体的に検討し、プラス=マイナスの決済をする必要が らの 命の 不十分ながらとういつたアプローチについては、 いきおい近時評判の高いミラーへの疑問にも通ずる。 ―従つてどのように植民地側の反撥を買つたか― 複合的原因のなかにおける経済的動機の比重の 根深いものとして捉えているのである。 経済的動機が基本的であつた」 メリ カ人が自己の経済的利益に反すると考えた いわゆる「内部革命」(Internal いずれにしても、 ځ しかも彼は 経済的動 問 内 他

> や鉄条例――、免役地代の徴集、煙草プランテーションへの措置な 工業上の諸規制 彼の要旨をくり返そう。 に新しい不満がつみ重ねられた結果と解すべきであろう。 らよいのか。 ど)、そして時として起つた反抗運動はこれをどう解釈した する余裕はないが、例えば本国による対植民地デフレーション政策、 か以前から存在していた植民地側の経済的不満(ここで検討 であつた、と。 は自己の経済的自由への諸制限に対して強い抗議を行わ かつた。 第二にミラーは不況期を一七六三―六五年、 彼らが経済統制を圧政と感じたのは印紙条例以後 戦後の事態ははやくからの根強い不満や反抗 しかしもしそうであるなら、七年戦争のはる ――なかでも艦船資材条例や白松条例、 七年戦争が終るまで、 以後を好景 アメリ 帽子条例 カ人

ずしも正確ではない。 そのうえ、 革命運動の起点と見らアン・ベザンソン女史らの精緻な研究を参考にする限り必するのである。しかし彼による好景気・不況期の設定は、りもむしろ政治的ないし精神的理由にもとづくことを推論

気の時期と設定し、また六七年までに大半の植民地が負債

を皆済した点を強調して、「好景気に起つた革命」論を提

示する。

そしてことから必然的に、

革命が経済的理

由

あ る。 ® ギ いうことである。 時経済への移行という自然的条件によつてだけでなく、 当事者の一人が投獄されれば芋づる式に類は他に及んだと 互の貸借関係を通じて連帯的運命におかれ、 おそわれたし、 が、原史料のなかからわれわれは次の事実を引出すことが® 反英運動と関連したかは、 に始まる不況期と符合している。経済不況がどの程度まで 年から翌年の武力衝突に至る事態の展開もボストン港 れる印紙条例一揆は不況の最もはげしい時に起され、 般論は革命の原因として大して重要性をもたない。 庭すれば、
 とはよほど重視されなければならない。こういう事情を顧 産し、商人の被雇傭者となつていた手工業者たちは失業に できる。すなわち不況に直面していくたの著名な商家が破 いつているように今後徹底的に研究されなければならない 5 ・リス は西部への規制が、 ほぼ時期を同じくした本国の歳入対策や通貨条例或 の対植民地規制によつてもたらされたという事実で 大半の植民地が負債を皆済したというような一 自己自身小商人を兼ねた手工業者たちも相 しかも記憶すべき点は、不況が単に平 植民地側の経済的不満を喚起したこ 経済史のC・W・ライト教授も 債務のゆえに 反対 閉鎖 七四 1

である。

満、 層、 K の負債の少なくも六分の五) 重ね革命戦争直前には五百万ポンド近い負債(植民地人全体 地富裕者層に反感をもつた辺境農民、 を抑止された不法商人など特定の経済的・社会的集団 従つて彼らの革命性こそが問われなければならないの 土地所有や課税その他をめぐつて本国政府および植民 不 況 に直面し連帯的運命に立たされた都市の小 をもつた煙草プランター、 時とともに負債を 市民 る不 密輸

地プランターの革命性は十分理解されない。 た辺境農民、同地方への土地投機に新生面を開拓しようとした奥いる点にある。その限り、アレガニー山脈以西に進出しようとしアバネシーらによつて展開された西部規制の問題が等閑視されての、第三にミラーの大きな欠陥は、C・W・アルヴォードやT・P・

三 内部革命運動論の諸相

1 インピアリアル・スクールへの疑問点とジェンセン説

両商業資本主義の抗争として革命の性格を捉えた。そしリーとの検討に移ろう。ハッカーは、イギリスとアメリさて局面を変えて、いま一度第一カテゴリーと第二カテ

ゴ

カ

くア

ンドルーズやビーアなどへ

K

対するこのような疑問は当

一然他の

カテゴ

IJ

国保守派)の仕事であつたか、

はどの程度までこれ

ら急進派

0

或

いは保守

の他総じて急進派

の不満は、

イギ

ij

ス

植

義抗争というシェ

1

7

からどう説明されうる

のそれと相ば

違して

V

た。

辺境農民、

都市の

か。

植

民地富裕商

人の利害および思想は、

利害や思惟の対立は十分明

らかにされない

0) 植

う。

要点を社会運動

しは内部革

命運動

革命運動、

内部反抗)

と呼ば ない

れている事象に

の所見を述べるのが本章の課題である。

てそれ

かに、 が残る。

広

V

意味では正しかつた。

一つの

問題 は確

とういう構造論では、

が、 地 せた要因として植民地議会の存在を重視したことは、 た客観的態度は高く評価されなければ 側 강 こてイ からだけでなく、 利害の共通しない十三植 ンピア ij 7 ル 英帝国 ス ク 民地に協同 的視野に 1 ル が ,革命 B ならな の Ó V 抵抗線を形成さ て捉えようとし 原 因を単 V また彼ら ĸ 植 確 民 か

という疑問である。 の疑問にもつながるであろ しぼつて、 労働 民地商業資本主 基本的に急進派 (或い 派の ではなかろう L 民 1 か、 者 地 か は革命内 な ノヘツ また革命 内部 しここに 群 職 か 若干 んず で カ (愛 1 0 0 決して K 国と直結した植民 追従する王党派 植民地愛国派の 者は切り離せないものであつた。 で自治ないし独立、 に論を進めることも不当ではないであろう。 主化とである」と。 および独立のための 7 紀はじめ、カール・ベッ 張は概し 本国との対抗関係に視点をおきすぎ、 メ 傾聴に値 'n 相互に関連のない平行線なのではない。 カ革命は て軽視されて いする。)反抗は、 「二つの 地 ―その中核は政治的にも経済的にも英本 他方でアメリ Ł 闘争と、 内特権 しかしその反面 しとの V カ るのではなかろうか。 同 1 時に 般的運動 は周 グ 命題が ル ア メリ 植 知の著名な命題を提出 1 カ自体内の プ 民 なぜなら英本国に対 地 正しければ、 カ政治および社会の の結果であつた。 植民 内に あまりにも植民 を媒介として、そ 地内 あつて英本国 すなわ 民主化運動 基本的に すでに 部 次 0 社会緊 ち一方 . න する よう した。 今世 地 M 民 ځ 両 は

派内の保守陣営と急進陣営との

関 カ内の

係にも現わ

'n

のような複合性をもつた社会運動としての

ア

メリ

カ

革命観

(173)

る。

それだけではない。

ア

メリ

社会抗争は同じ愛国

ままただちにア

X

IJ

カ

内部の社会抗争を意味したからであ

は、

ア

ン ۴

ル Ţ

ズや殊にビ

1

アには稀薄である。

彼らの

21

ま一つの運動が存在していた事実もまた否定することはで たことは間違いないとしても、自主・独立運動に密着してい うように、革命が第一義的に植民地の自主·独立運動であつ

動と切り離せないものとして捉えられるべきであろう、 本国議会対植民地議会の抗争は、植民地内デモクラシー アンドルーズ=ビーアへの以上の疑問はまた、アメリカ社 ೬ 運

きない。だから、

究極的形態としてアンドルーズが示した

会史の開拓者ジェームソンへの批判にも通ずる。はじめて

論考 果は後ほど要約することとして、目下問題点とする社会運 動ないし内部革命運動に関しわれわれは三つの注目すべき おける地方史研究の発達を物語るものである。それらの成 切ることによつて批判されるという現状は、ここ一世代に 包括的に社会運動としてのアメリカ革命を提示したジェー ムソン自身が、 (ジェンセン、 内部社会運動を独立運動の附随的事象と割 R・E・ブラウン、R・B・モリスのそれ)

くからアメリ うハッ ジェ カ 1 ンセン 理論を広い意味で承認しつつ、その背景には カ社会内の緊張が一貫して存在していた事実 彼は商業資本主義体制間の抗争とい

度を指すのでなく、

およそ社会や政府というものに関する

ないし

「急進主義」

は、

1

ギ リスに

の

なる反抗から独立の主張へと変容した。

従つて 対する党派

「保守

をもつているのである。

を注視せねばならぬとする。 要点を述べよう。

アメリカ革命史を理解するにはいくたの例外的矛盾

1 とにかかわらずともかくアメリカ社会に「アリスト 命派であつた。しかし革命派のなかには、急進派でない 派ときめつけたところにある。 従来の解釈に筋が通らなかつたのは、革命派をすべて急進 における利害および思想の相違を見ることが肝要である。 をもつ社会・政治闘争という見地から、 着を考慮する必要がある。 のも相当数いたのである。 保守派とは、 しかし基本的には、史的連続性 なるほど急進派の大半は革 独立を欲すると否 急進派と保守派 クラテ

前者は概して独立に反対した。ところが後者は独立のみが 内部革命を可能にすると自覚するにつれ、 最もよく表明されうる変化―― にほどの意味をももたなかつたが、 とは現存秩序の変革 ク」な秩序を維持させようとした人々であり、 - 当時デモクラシーという言葉はな を求めた人たちであつた。 この言葉を用いるとき 1 ギリスへ 急進派 の単

撞 22 (174)

0 撃される。 æ はじめて実質的 にひんする。 下にあるところで注意深く書かれたとしても、 に、 デモ = め ح かに隔つていようとも、 事はと 新しい各邦の革命憲法もたとえそれが保守勢力の指導 カ 0 可能にしたのであつた。 1 連合規約は独立宣言の原理の表明に他 1 ジ またそれらが ラシ ı ٠ ル 人口 れに従属する。 3 • ン われ 1 也 [比例 ッ に結合した急進派の優越を画した出来事 ク ン と考えられ ĸ Ö カ われが以上の諸点をどのように考えよう 1 適用され 見解が、 わ の選挙が始められる。 により 'n わ た それらは十八世 財 n 先にも述べた のであつた。 (産上の選挙資格がはじめて攻 立法部が優越性をもち、 0 「二重運動」として革命 理 = = 解するデモ ァ シ スの相違はありな 紀 ように今世 7 公立教会は危殆 メ アメリ ŋ ならなかつた IJ ラシ デモ カ革命は カ人に 1 ク 初期 紀 知事 ラシ か は で b

が

陸会議の結果自体が)、保守派に対する急進派の優越であり、 そしてこういう前提のうえにニュ カ内部 独立宣言そのものが内部革命と見なされているからである。 よつて一本に止揚したその理論性 あつたことは、今日革命史研究者の誰もが知つている。 を、 ンによれば、 重運動論を急進派による内部革命 がらビーアド、シュレ 独立宣言まで漕ぎつけたことは ン 憲法制定期までの 也 社会的諸力の連続性という見地から体系づけた結果で の民主化を達成できないと考えていたため、 ン 説の 急進派は植民 オリ ジ ナ ブ ージン IJ メリ ティ 地の独立によらなければア カ ガ は、 全体に敷衍され ー、ジェー 1 ~: にある。 の遂行というシェ (もつといえば、 ッ イ カ ン ムソンらを経 1 グ けだしジ が ランド 打ち出 た 部抗争論 第一回 急進 をとり 1 した二 メ ン で連 7 ĸ IJ 大 セ

度はその一

反映にすぎない

V

それゆえ、

7

メ

リ

カ草

命

は

植

邦

より基本的

な態度に用

いられるのである。

イギリスへ

o,

態

だが基本的に十三値

民地

内の民主主義運動」

であつた。

第

ェ

相対的

民地とイギリスとの戦争以上のものであり、

K V 0 かどうかは、 たか、 利害および思想は基本的に富裕商人のそれとどう違つて しても、 革命はどの程度まで急進派ないし愛国保守派の仕 ァ ンド 最後に問題として提起するであろう。 1 ズ』ビー ア説に対する疑問 いずれ 急進派

部革命の最も強烈な様相を見ようとしてい

上げる場合、

彼はここ、

なか

んずくマ

サ

チ

1

K

それ セ ッ

が ツ

かである。 事であつたか――へのジェンセン的回答は以上でほぼ明ら

ブラウンの反論とその反論

民地時代から完全デモクラシーに近い状態にあり、内部革 でなく、 デモクラシーが係争点でなかつたという意味ではない。デ ばならないこと、である。ここから次のような結論が出て の原因は内部にではなくイギリスの政策に求められなけれ 命論を正当化するような根拠がなかつたこと、従つて革命 周年記念論集(創文社)にやや詳しく述べておいたため深く 思われる)である。彼については、近刊予定の阪大文学部十 件を推測しようとするのがミシガン州立大学のR・E・ブ モクラシーは内部革命によつて達成されるべき条件として 立入ることを控えるが、要はマサチューセッツがすでに植 **ラウン** (ウィスコンシン大学時代、ジェンセンの指導を受けたと にまつこうから対立し、他の植民地にもこれと大体同じ条 ところでこのマサチュ 闘争を独立の戦争として解釈することはしかし、 すでに存在していた力として、 ーセッツを例にとつてジェンセン すなわちイギリ

べきである。

すであろう、と。ベッカーの二重運動論の止揚の仕方がジ そして恐らく他の植民地も大同小異であろう。 ための一元的闘争であり、決して二重運動ではなかつた。 もそれを保持するための革命を例証した。それは同地に ェンセンとブラウンとでひじように違つている点を注目す クソン時代よりもずつと以前に存在していた事実を見いだ れはアメリカ全体において、コンモン・マンの政治がジャ けるユニークな革命の一つ、つまり社会秩序を変えるより なのである。こうしてマサチューセッツ革命は世界史にお スの対植民地支配を妨げて来た力として重要視されるべき いて革命前からすでに達成されていたデモクラシーを守る 多分われわ

は多大の疑問がもたれる。ピッツフィールドやマレーフィ その否定こそブラウンの要点であつたが――、 た野心的努力は大いに評価されなければならない。 過去五十年間 いま内部革命運動という視角から検討するとき――そして ルドなど若干の新しいタウンにおける移住民と不在タウ ブラウンが の諸解釈を快刀乱麻を断つように反駁し去つ 「独自の新しい且つ驚くべき結論に到達し」 彼の考えに しかし

1

もずつと以前からあつた」という結論である。 新しい たる「河の神」(River Gods) シャ 抗、 演繹される 批判されている点は内部革命運動の極端な否定、 調者と目されるE・S・ にあつた事実は、 ずしもユニークな革命とはい 動もまた内部にデモクラシーを達成するためであつて、 ズの叛乱などを考えれ の内部宗教闘争、 1 クシャ さらに現在までの筆者に許された範囲内で、 1 或る意味で戦時中の社会抗争の延長と見られるシェ ブ 愛国派指導者をも牽制して地方政治を民主化する点 立 |憲派の革命目標が民主政府の樹立、つまり王党派 ラウンが Ţ _ 立憲派」(Berkshire Constitutionalists) ン ジ すでに歴史学者たちによつて確認され 郡裁判所や治安判事裁判所に対する モ ı ン ば、 ン モー セ 7 ンと相反するばかりでなく、 ン 7 えない の政治がジャ ガンやR・B・ の排除に満足せず、保守的な サ チ 22. のである。 1 セ ッ クソ ツ西部農民 モリスからも 現にバ 7 \sim それか 農民の反 時代より サ チ Ī Ø 끄 必 同 B 運 1 ŋ 1

> よ う。 ・ ッツ以外の植民地に関する近時の研究成果を概略して見

従つて公立教会税を免除されない新タウンに数多い洗礼派

中に実際起つた選挙権をめぐる紛争、

未だ公認され

な

ン所有者との土地所有および課税をめぐる抗争、

革命戦争

セ

はない。 に附随して、 同地革命の序曲をなすものであつた。 党派と愛国派とへ分解する端緒ができた。しかもパクス 題を係争点として富裕者層 ンタ 領主制是非をめぐる内部抗争が革命戦争に先行 内部革命を最も典型的に遂行したペンシルヴェ 地独立或いは独立反対の態度を決めるのに大きく作用し ン一揆は伝統的なクウェ 0 (スコッチ・アイリッシュ、 領主植民地のメリーランドとペンシルヴェニアとでは、 ーとの抗争が究極は反英運動 パクストン一揆 メリーランドでは領主派プランターと反領主派プ 領主制という封建制の廃棄が問 (Paxton Riot) 1 ジャーマン) (クウェーカー) カー支配に代つて、 0 を契機に王領化 な 必ずしも革命戦争 かに包摂された が政権をにぎる が二分し、 われ ニアでも 小市! た . の 王 問 ラ 民

か

制から王領へ転換した後も土地問題をめぐつて存続 =1 ・ジャ ージーの社会抗争は、十八世紀はじめ した。

=

本国政府が土地所有と免役地代の徴集とにおいて、

大地

ではない。

成果をかちとつていたのである。

注目すべき点は、この農民暴動を契機にコー は愛国派大地主との社会的緊張が関連している。 スら王党派大地主の小作農民は愛国派に投じた。 作農民は王党派に走り、 た。レンセラーやリヴィ 部革命運動がはつきり革命戦争への対応の仕方を規定し 起したニュ 革命戦争直前に 3 1 ク農民のなかに王党派が多かつたのは、一つに I 3 1 「大暴動」(Great Rebellion of 1766)を ク西南部諸郡の農民にとつては、内 ングストンら愛国派大地主の小 コートラントおよびフィリップ トラントと L かも

つて、革命戦争に附随してはじめて行われたというものへの分与は革命戦争前から始まつていた動きの発展であトチェスターにおいては、王党派大地主の土地の小農民の一部分を達成したということである。それゆえウェスの一部分を達成したということである。それゆえウェスの一部分を達成したということである。それゆえウェス

運動も、 それゆえ革命戦争こそは だし農民の目標はニュ リーン・マウンテン・ボーイズ(Green Mountain Boys)の の抗争をかちとる好都合な事態であつたからである。 入るか、さもなくば新しい独立政府を樹立するかであり、 年上半期以来、それは急速に反英運動へと移行した。 を規定した典例の一つといえる。一七八〇年におけるヴ のまま革命戦争のなかに包摂されていつた。そして七五 l ニュー・ハンプシャー交付地での農民暴動は、 Æ ント 以前からつづけられていた内部抗争が独立運動 の成立は、反抗農民の努力の結晶を語るもの 1 = ・ヨーク外の植民地の統治下に = 1 • ≡ 1 ク土地投機業者と 未解決 ゖ

フィリップスが領地をもつウェストチ

ı

スター郡

で地主

であろう。

ンタ 民《ハイランダーズ》がいたことも記憶されねばならないが)。 だし、辺境農民は革命戦争のはじめ強硬な王党派運動へ、 改革が行われた顕著な事例に属する。 保有を認められた。 ぐれて内部革命的であつたといわなければならない。 革命戦争に臨むノース・カロライナ辺境農民の態度もす 大勢が独立へと傾いたいま 同じように 愛国派に 与することによ 質をなしていたからである 農民のめまぐるしい去就には筋が一本通つていた。 そこには一見矛盾した様相が認められる。 したからである(もちろん、最後まで王党派運動をつづけた農 次いで七六年春ごろから急転直下して独立運動へと変貌 どたと理解に困難なケー 動とは特殊な形で結合し、 民の胸底深く残るところ、 か つて運動の指導権をにぎろうとした点にある)。 も辺境諸郡のスク ー勢力 (東部の愛国派) ح 才 れも、 ッ スはないとまで告白させた。 夕 革命史家をしてこれほどごた との抗争が、 同地の反英運動と内部革命運 しは、 (彼らが愛国派に転じたのは、 革命前すでに土地所有上の 革命戦争前に自由土 彼らの運動の本 その意味で、 しかし、 プラ 辺境 け 地

0

成功を語るものに他ならない。

七六五年五月ヴァジニア議会を通過したヘンリー

決

えた。 とにある。 自治という抵抗方式を捨てて運動を推進したゆえんは にないとまで考えるようになつた。 させて社会的摩擦を防ぐ方法は独立と邦憲法の制定以外 を自覚した一部の保守勢力は、 サ ゥ ス・ 内部抗争がイギリスとの戦争に劣らず危険なこと カ 同地における代表的保守憲法の成立は、 H ライナ辺境農民の間にも同様な傾向が見 住民の関心を一点に集中 彼らが英帝国内で 彼ら 0

War of Regulation)°

この苦い経験が辺境農

との権力闘争は自主・独立運動の内部でつづけられ、 叛乱以来ヴァジニア民主主義運動史上に起つた画 ズバーグ小市民の勝利を意味した点であり、 ンターに対する奥地プランタ でなく、これと不可分に結びつきつつ潮水線地 た。それが重要視されるのは単に反英運動という点だけ **議案は、「北アメリカ全体に上る革命への信号」であつ** 局後者は指導権 来事といえる。 を奪われ なるほど愛国派プランターと急進派勢力 て所期 1 0 民主主義改革を貫徹 辺境農民、 ゥ 帯のプラ 1 期 IJ コ ア ン 0

ることはできなかつたが、

ヴ

ァジ

ニア革命の原型はここ

につくられたといつて過言ではない。

リバティの運動は明らかに反英運動と内部革命運動との海港都市に限を転じても、急進的結社サンズ・オブ・

べき印紙条例一揆にすでに認められた。殊に彼らは概し標は喰い違つていた。そのことは、革命の序曲ともいうの追従者を敵としながら、彼らと愛国派富裕商人との目一体化であつた。一様に英本国および植民地におけるそ

う。

ムソンはペンシルヴェニアをはじめ諸邦における刑務所戦争の十年もまえから活潑な動きを見せていた。ジェー地内債権者(富裕商人)の政治のどちらにも反対し、革命

て債務者層として、

本国のデフレ政策やこれに従う植民

務農民の一革命目標であつた。
ているが、事実はそれら自体が本来都市の小市民層や債改正を、革命戦争に附随して起つた一社会運動と見なしおよび刑法の改革、貧国な債務者の投獄に関する規定の

そ、アメリカ革命の理解において欠けてはならないであろに通ずるとのような史的連続性ないし力学的諸力の認識ととして捉えられなければならない、と。ジェームソン批判の目標でもあつた。革命は以前からの社会的諸力の結集それは或る程度戦前からの動きの延長であり、また本来革

に謳われ、ニュー・ヨーク、サウス・カロライナ、ヴァジス・カロライナでも辺境反抗農民の意向がかなり強く憲法りとジェンセンのいう急進派の内部革命が達成され、ノーリペンシルヴェニアと今日のヴァーモントでは、はつき

ころでも、西部農民の内部革命運動は顕著に認められた。ニア、マサチューセッツなど保守派が指導権をにぎつたと

ように思われるのである。的に、だが基本的に内部革命運動を否定することは無理の条件を予想したブラウンの見解は当つていない、と。相対ば、単にマサチューセッツのみならず他の植民地にも同じ以上参考にした近時の地方史研究がもし正しいとするなら以上参考にした近時の地方史研究がもし正しいとするなら

からの独立だけを目的としたという解釈は狭きにすぎる。とのように考えてくれば、アメリカ革命は主として本国

明していない。

この点で、

保守派の指導のもとに革命は遂

ル

証左であろう。 価されるべきゆえんである。 がともに、 1 ブラウンにも当てはめられる。 判だけでなく、 ルの一翼をにならL・W・ラバリーとL・H ーズやビーアおよび社会史の開 内部抗争の重要性を認識 ジェンセン理 近時脚光を浴びているきわめ 論 が 今日インピアリアル 拓者ジェ 面においていまなお評 しているのはそのよい 1 · てユニ ム ハソンへ ・ギプソン • 1 ス 0 ク ク な 批

そしてそれ

1

ンピアリアル

• ス

ク

1. ル

の開

拓者

テ

ン

۲,

3 内 部革命運動論の将来

と の

ようにして、

内部革命運動

の存在は基本的に認めら

解

を紹介する必要が生ずるのである。

ኑ

別個 それ 的に見て彼のいうような意味での急進派の利害や思想 内部秩序を規定したカナメともいうべき諸邦の憲法は全般 自体が急進派の内部革命と考えているが、 問は右の点に関連する。先にも述べたように彼は独立行為 れなければならない。だがここに一つの問題が残される。 は内部革命運動があつたということと、 の問題であるということである。ジェ ンセ 独立アメリ その成功とは ン説へ の疑 を表 カ 0

> よびブラウンのどちらとも相違する第三の立場(モリスの見 急進派の役割を過大評価した」、というマックス・ファ したのである。 れるように、 かかわらず、その極め手つまり急進派の優越 した極め手、 方がいつそうリアルである。 行されたとするコ ・のジ)成功 ンセン批判は当つている。ここに、 というシェ ジェ つまり内部革命運動論 「急進派に味方しすぎて多少の偏見をもち ンセンも二重運動論を止揚した理論性に 12 ンビア大学教授R・B・モリス I マによつて多分に論争 ブラウンが二重運動 の否定のゆえに Ó 余地 0 内部革命 批判 見解 世 を止揚 ン ラ を z

0

事実と表裏するものであり、 シェーマに疑問を呈する。 点を強調し、また急進派の優越というジェ 派陣営と王党派陣営とがあらゆる社会階層から補充され グ • をまぬがれることができた。 の抗争でなかつたことは、 ΞE リスは内部革命運動の存在を一応認めつつ、 アリストクラシー」 ア (愛国保守派) それゆえにこそ革命は 革命の指導権 メリカ革命が概して社会階層 ~ ンシ ル ヴ ににぎられ が ン 穏健な ニアとジョ セン の基本的 なお愛国 てい 一 ル た 1

間

ンダンによつて推進されたのである、と。た。こうして革命はいわばモンタニヤールではなく、ジロジアとを除くすべてにおいて、保守派は指導的役割を演じ

ながら、 だが基本的に愛国保守派のリーダー 般庶民 = 債務者に有利な不換紙幣法や物価統制法の通過など) 自由労働者からの要求として、北部若干の邦では成功した事実、 不徹底をきわめた奴隷制の廃止運動でさえ、 アメリカ全体を通じて立法部の地位が大幅に上昇し、 して保守的性格を帯びた次第を理解することができるので れたということを認めてはじめて、 はただちにうなずけないであろう。しかし革命が相対的に、 投機への制限を無視して若干の地域では土地兼併の風 が 助 長 され 嗣相続制がほとんど決定的に廃棄されたという事情、 で公立教会は解体し、 や男子普通選挙制がいちだんとはげしく論議のマトとなり、 アやジョージアだけでなく、 われわれが革命前後における種々の変化(ペンシルヴェニ 全般的にいつて小農民への土地分与が促進された事実、 急進派の役割を過少評価したモリスの考え 免役地代が廃止された他、 ノース・カロライラでの革新憲法、 肝心な諸邦の憲法が概 シップのもとに遂行さ それが主として白人 長子相続制や限 人口比例制 巨大な土地 南部 を

> あ る。 © ウィンクープやボストンのハンコックらに代表される不法 問題ではなくて、特定の経済集団つまりニュー・ヨー 争に謳り立てたことを認めないのではない」と。だが要点 自身、 独立運動の積極的な指導者であつた。なるほどジェンセン は、そういう保守派が多かつたかどうかという単に量的 1 必ずしも正しくない。例えばメリーランド革命に関するフ めて同地の積極的な反領主派プランター八名がことごとく 独立に賛成した、 一七六三年以後のイギリスの政策が多くの保守派を革命戦 口 リップ・クロール教授の研究が示すように、キャ ルのような一、二の例外を除いて保守派は後悔しながら 或る箇所で自己反省を行なつている。 現にジェンセンが、 と画一化しているような愛国保守派像は ワシントンやチャール 「わたしは、 p ズ・キ ・ク市 ル . を含

題はともかく、少なくも独立に対する彼らの態度は

泳ごうとする保守派の態度である。

内部社会の民主化の問

「後悔

の枠外を

商人、キャロルやワシントンらによつて示される煙草植民®

地奥地のプランターなど、イギリス重商主義規制

かしひるがえつてこのことは、

モ IJ

スが陥つたような、

問

題は、

内部革命運動を軽視してよいということにはならない。

メリーランドとデラウェアとを例外としてほとんど

なぜ若干の植民地では成功し大多数

それを経験しながら、

そ、 があるであろう)。 7 のように独立をしぶつたグル やくから独立を意図したグループと、 以上に積極的であつたことは改めて認識される必要が 独立に対する彼らの態度がジェ 三植民地を通じて大体革命の指導者がジロ は今後徹底的に究明されなければ (一口に愛国保守派といつても、 来るのである。 ンセン批判にもからんで革命史理解に重要視され 愛国保守派の利害および思想の再検討と 1 プとの二つの人間像を考える必要 ワシントンらのように比較 的は ンセンにより一般化された ジョ ならない。 ン ・ デ ンド ر ا 的 しか キンソンら であり、 Ļ ある +

合

セ

与えるのではなかろうか されるのである。 先にも問題提起したように愛国保守派像の再検討が必要と ような相違は、 的な保守憲法に落着き、 内部革命運動を経験しながら、 ニアでは典型的な内部革命が達成された。 してプランター間 制をもち相隣接しながら、 ン 1 他の植民地では失敗したか、 V 理論 の意向をかなり汲 V V では解明されない。 換 えれ 急進派の優越による内部革命というジェ と同時に、いま一つには西部 ば農民革命勢力の成熟度が解答の糸 。 の政治的領域にとどまり、 ◎ んだ憲法をもつことができた。 ノ 1 メ ス・ リ 1 そしてこれを解くために サウ である。 カ ランド 口 ス • ライナは カ 0 例えば同じ領主体 また同じように 口 内部抗争は主と ライナは代表 ~° の発展 レギ ン シ -ル 口 との 0 は、 ヴ 度 を 1 J.

汐

体として彼らの思想が急進派のデモクラシ

ーと対立するも

りに部分的には保守派の進歩性が認められるにしても、

のであつたことは動かせない事実なのではな

v

かい

これら

面 自

があつたといつている。

はたしてそういえるか、

また仮

0

全

由など若干の人権を守る点では急進派以上に積極的な

デリ とは好対象であろう。 手伝い、 なかつた。 メ リーランドの 試みにボ y ク郡は十八世紀中ごろようやく組織化されたにすぎ 西部のいちじるしい発展を見たペンシ 肥沃 ルティ 西 ・広大な土地に加えて領主の寛大な政策も 部 モアとペンとの領 は開拓がおくれ、 との相違こそ、 地 その中心をなすフレ 両植民地の革 を比較して見よう。 ル ヴ 一命に重 x =

理 東部 う事 ් වීම ちろんわれわ ずはない。 らいう事情に規定された一面があるのではなかろらか。 ど保守派に十分対抗できる急進的勢力が西部に起りうるは 1 殊に辺境農民は依然としてインディ 重大な脅威と感ずるほど十分には移住されてい 奥地は七年戦争後におけるイギリスの対植民地西部規制 がつている。 い」とまでいわれる。 た例は、 あつた。 十八世紀中ごろに急激な人口増加を見た代表的な植民 の大群が近隣植民地から流れこみ、ピードモント一帯に拡 解に当つて、 海港都市における急進的勢力の成長度を問う必要があ 態におい リスの軍事的保護をさえ必要としたのである。 か し圧倒 同地ほど「フロンティア諸郡の住民が突然増 西洋の古代から近世を通じてほとんど見当らな 邦憲法に現われ ところがサウス・ れはカール 的 西部の経済状態や社会構造がまず明らかに に農本的社会であつた革命期アメリ チ ャ 事実、 1 ・ブライデンボー ル スト た どくわずかの期間に開拓農民 両 ン富裕商人やプランタ カ カロライナの 17 アンの侵入にさらされ、 ライナはどうか。 博士とともに 相 ながつた。 違は、 とうい その 1 カ 加 地 の b ح な

成されるものと思われる。

7 らも進もうと意図するのは、 ととを期待するのは、 すぐれた研究が他の植民地の西部農民につい 要性とならんで、 較的よく移住された古い されるべきことは間違いがない。 7 いずれにしても、 の実態把握が不可欠の課題として要請されて来るのである。 を委ねなければならなかつた急進勢力 メリカ革命史像の真に妥当な再建は、 I の著作などマ サ 若干の例外はあれ全般的に彼らに指導権 R j チ そしてとういうア = l 西部に多い愛国保守派の研 テーラーやし・ セ 筆者一人ではないであろう。 ッ ツ こうして、 西部農民に関 その晩において達 プ 特に辺境農民 Ν 口 ても現わ 海港都 1 すると同様 = チにみずか 究の重 市や比 Ì れる カ

を

もつ の問題点を指摘した。 が 以上、 いうような急進派の運動を経験しなかつたということで カ 革命史におい て附言しなければならないことがある。 デラウェ ジ × ン アとメリー 世 て内部革命運動を無視することはできな ン批判 最後にいま一つ、 にからんで内部 ランドとは例外的にジェ 革命運 同 様 それ の問 動 は 題 論 意識 ン の今後 7 セ メ

1) V

0

大な影響を与えたと思われる。

またノース・カ

ロライ

・ナは、

で

とうして、 要求 南 0 が 同 0 時にとの時 七八〇年の憲法は確かに一方で内部の抗争を反映したが ように ラスは、 痛感された時に当つている。 増大や通貨 不満は、 が K 忠 内部の民主的改革 けるほどではなか 解 釈し ダ 八〇年憲法制 グ 地、 期は 域間、 そ ラ 物価 えは メート V る。 0 社会階層間 高騰によつて真に強力な政府 ンの大半が敵軍の手中に入り、 7 それ 運動 サー 定の最大の理 つった。 チ は を上 2 それゆえ革命史家E・P・ダ 1 一時 ……イギリ 一廻つた点にあるとする@ の緊張から生じ 也 ٤ y L ツ 由は強力な政府 そ 内 強烈で 部革 命 え、 か、 運 あつたが 動を次 0 ら発い 満、 負債 必要 0

> て T

りも大きかつた」と。 ン Va チ ッ 的 れた問題であるが、 対的な意味に うことである。 の否定論 -1-カ 研究こそ、 1 1 也 li ッ ジ とい ı ツ 'n ン ダ おいて受けい 関する限 セン 、グラス自身にもさらに V ジェ ・系列の命題を認めつつ、少なくも 或 ともかく彼のいおうとするところは はたしてそういえるかどうか ン Va は b セ ブ モ ン 流の ラウ れられるべきものであろう。 IJ ス 内部革命 的 ン説にも耳を傾けようと 解 わ 釈 れわ K 論 しても ħ といい K も課 ・ブラウ で具体

南部

と異なり、

タウン・

<u>:</u>

・ティ

ングによつて地方自

0 Þ ッ £.

ツ V

0

政治史にそれ

がよく示されるといつた。

L

カュ チ ランド な "

L

中

を感じさせる。

ジ

ĸ 0

ン

セ

1

は、

=

=

1

グ

K 必 関

て内部革命運動が最も強烈であ

Ď,

特

VC 1

7 ン

-1/-

I

也

る限り、

クラウ

ン

研究をい

ま

度相対

的に見

おす

夣

とういつた事

態は少なくもマ

サ

チ

22.

1

セ

ッに

7

とられたマ 発達を見、

-1}-I.

チ つ

1 のどの

世

ッ

ツでは、

内部革命運

動

はジェ 0

ン

也

相

他

植

民地よりもイ

ギ

IJ

ス

メ

ッ

ボ 治 部

K

いうほど激烈では、

なか

つたのではあるま

V

か

例

えば

科学的歴 V いるゆえんである。 ア るに メ ij か 【史が書き始められてから優に二世代以上を経過 カ革命史研究の沿革と現状とは以上のようである。 かわらず、 今日或る革命史家が次のように

らな 期に 礼 か 実際行動した理由はなにかをよりよく理解するため、 わ 来てい れは手許にある新 わ どの特定の説をも完全な説明に ħ わ わ 九 る。 れ は、 わ れは問いつづけなければならない 諸解 七七六年ない 釈 V 0 諸説を用 限界点を決定 し八七年にお V まで敷衍して るべきである。 l 始 いて人々 め 7 t はな なぜ V わ żł.

- つたかを十分知つていないからである」 ならわれわれは未だ、 アメリカ革命がどういうものであ
- 1 States, pp. 385~389 Encyclopaedia of Social Science, Historiography, United
- 2 Washington(1804~07). などがある。これらのうち、モースは George Washington (1800). John Marshall, Life of George of the American Revolution (1824). M. L. Weems, Life of United States of America (1828). Jedidiah Morse, Annals 789). Timothy Pitkin, Political and Civil History of the どにおいて、どの愛国派的著作よりもすぐれているといわれる。 を挙げなければならない。世論からの超脱性、率直さ、観察力な vince of Massachusetts Bay, $1749\sim74$, 3 vols. ($1764\sim1828$) Thomas Hutchinson, The History of the Colony and Pro-つている、と。 た批判力も見られるが、後半部分はフェデラリスト的偏見に陥 著作は次のように批評されている。革命の叙述は正確ですぐれ 読物として長く悪い影響を及ぼしていた。また、マーシャル 化したし、ウィームズもワシントンを完全に偶像化し、一般的 馬鹿気た伝説や逸話を挿入し、革命の指導者たちを不当に英雄 □ David Ramsay, History of the American Revolution (1) 189. Encyclopaedia, ibid. ホイッグ的見方に立つたものとして C. A. Beard, The Rise of American Civilization, I, p. なお、 王党派的見解の代表的なものとしては

- 4 Encyclopaedia, ibid.
- (5) Mind " (1950) において、極端なスペシャリゼイショ XIII, XIV)° の雄渾な歴史文学を手本にすべきであるとしている 歴史研究はあくまで客観性を保持しつつ、なお十九世紀中ごろ た客観的歴史が結局世界観との乖離をもたらした点を指摘し、 ただしH・S・コンマジャー 教授は好著 "The American ンに陥つ (Chaps
- 6 American History, 1937, pp. 215~239. © Encyclopaedia, ibid.; Michael Kraus, A History of
- 8 拙稿「アメリカ史学における科学々派について」(史林、卅一)
- 9 ewpoints in American History, 1922, Chap. VII. 参照。 革命史研究の多様性については サイエンティフィック・スクール第一世代におけるアメリカ A. M. Schlesinger, New Vi-
- 10 R 1 ズ、C・R・リングリー、 R・シェファード、A・E・ピーターソン、G・W・エドワ ンナー、 E・J・フィッシャー、 ・スミス、C・L・ペーパー、W・H・フライ、E・P・タ アやシュレージンガーの他、ビーアド、H·J·カーマン、W 因みに、オズグッドの門下からは逸材が輩出した。上述のビ N・P・ミードなどである。 P・S・フリッピン、W・
- (1) Kraus, ibid., p. 437.
- 12 Amer. Hist. Rev., X, p.
- (13) 0 バンクロフトの缺陥と後の歴史学者への影響とについては M. Dickerson, The Navigation Acts and the American

3

Beard, ibid., pp. 189~190.

- Revolution, 1951, pp. 302~303. 参照
- lution, 1950, Introduction Cf. J. C. Wahlke, ed., The Causes of the American Revo-
- Century, 1952, pp. 18~22 L. H. Gipson, The British Empire in the Eighteenth
- Amer. Hist. Rev., XXXI, pp. 219~229
- story, IV, pp. 425~428 C. M. Andrews, The Colonial Period of American Hi-
- $205, 209 \sim 210.$ C. H. Van Tyne, The Causes of the War of Indepen-© G. L. Beer, British Colonial Policy, 1907, pp. 193~
- dence, 1922, pp. 224~238. J. C. Miller, Origins of the American Revolution, 1943
- Miller, ibid., Chap. I.
- st. Rev., LX, Oct., 1954, pp. 1~2. Social Movement; a Re-Evaluation" in The Amer. Hi F. B. Tolles, "The American Revolution Considered as
- dered as a Social Movement, 1926, pp. $7\sim9$ (5) Franklin Jameson, The American Revolution Consi-
- 1944. Miriam Beard, History of Business Man, 1938 1938. H. M. Morais, The Struggle for American Freedom. Cf. C. P. Nettels, The Roots of American Civilization
- 27) L. M. Hacker, "The First American Revolution" in

(31)

- The Causes of the American Revolution, edited by J. C. Wahlke, pp. $20\sim21$
- ∞ しかしマルクス主義からの転向とともに、後年ハッカ The Triumph of American Capitalism, 1947, Preface)° 11 ただけでなく、自由の擁護を叫んだからであつた」と(Hacker、ぶつたのは、それがイギリスの経済的指導からの脱却をめざしぶつたのは、それがイギリスの経済的指導からの脱却をめざして来た点を付記する必要がある。「独立戦争が人々の魂をゆす 寛大になりつつある証左ともいえようか のニュアンスは、彼がインピアリアル・スクールに対してより 従来の攻撃的調子に手ごころを加え、柔かいニュアンスをもつ 1 ・自身が
- Merrill Jensen, The Articles of Confederation, 1940, p. 92.
- Gipson, British Empire, p. 24 the American Revolution, edited by Wahlke, pp. 82, 83 the Great War for Empire, 1754~63" in The Causes of Gipson, "The American Revolution as an Aftermath of
- それを十三植民地全体に課したのは七年戦争後が始めてである。 に一時課せられたことがあつたが、 例えば、印紙条例はマサチューセッツやニュー・ヨークなど 歳入対策としてイギリスが
- volution, 1930, p. 181. Cf. D. M. Clark, British Opinion and the American Re-
- 事情については Clark, ibid., pp. 37~44. 参照 Library, pp. 40~41). イギリス実業界が条例の撤廃を求めた Burke's Speech on American Taxation (Everyman's
- C.P. Nettels, "The Menace of Colonial Manufacturing" 35 (187)

- in The New England Quarterly, IV, 1931, pp. 230~232.
- (§) Cf. Nettels, The Roots, pp. 601~604.
- Western to Astron the Phinton Colorine "in The Effect of the
- ® 工業部門に関しては拙稿「イギリスの対十三植民地工業規制 の 工業部門に関しては拙稿「イギリスの対十三植民地工業規制

について」(史泉、十三)、その他の経済部門に関しては近刊予

定の拙著「アメリカ革命史序説」(第一部)参照。

- ® R. E. Brown, Middle-Class Democracy and the Revolution in Massachusetts, 1691~1780, 1955, Conclusion.
- ® Cf. Anne Bezanson and others, Prices in Colonial Pennsylvania, 1935, pp. 293~312, 337~346, 348. ベザンソンらの研究については近刊予定の拥著(第二部)参照。
- © C. W. Wright, Economic History of the United States, 1949, p. 160.
- © Cf. W. C. Plummer, "Consumer Credit in Colonial Philadelphia" in The Pa. Mag. of Hist. and Biog., Oct., 1942, pp, 390~407. Carl Bridenbaugh, The Colonial Craftsman, 1950, Chap. VI. Esther Forbes, Paul Revere and the World He Lived in, 1942, Chaps, IV, V.
- ⑫ Schlesinger, The Colonial Merchants and the American Revolution, 1918, p. 57. さらに拙稿「いわゆる印紙条例一揆
- (3) Book Review by V. W. Crane, in The Amer. Hist. Rev.,

- April, 1944.
- → 保守派と急進派との一応の社会的色分けについては、前掲の→ 保守派と急進派との一応の社会的色分けについては、前掲の
- (G. Wahlke, ed., ibid., vii-viii. しかしハッカーについては、一応ここで弁解しておく必要がある。なぜなら、彼の著書は、一応ここで弁解している点で、右の疑問に対する解答であんどそのまま再録しつつ、これにおいてとり上げられなかつたも進派の役割を指摘している点で、右の疑問に対する解答であり、先の論文を補つたものといえるからである(Hacker, Tri-umph, Chap. XII, 4)。
- (9) Jensen, ibid., Preface to Second Printing
- (\$) Jensen, ibid., pp. 57, $6\sim7$, 15, 92, Preface to Second Printing.
- (a) Jensen, ibid., p. 73.
- (9) Jensen, ibid., pp. 35, 41.
- Brown, ibid., vii, p. 408. なお Theodore Thayer, Pennsylvania Politics and the Growth of Democracy (1954) に sylvania Politics and the Growth of Democracy (1954) に 関するブラウンの書評からも、彼がマサチューセッツとほぼ同 じデモクラシーを他の植民地にも敷衍しようとしている意図が 汲みとられる (Cf. Amer. Hist. Rev., April, 1955, p. 696)
 Book Review by R. P. Stearns, in The William and
- Mary Quarterly, Jan., 1957, p. 101.

 © Cf. R. J. Taylor, Western Massachusetts in the Revolu-

tion, 1954, Chap. V. E. P. Douglass, Rebels and Democrats,

- 1955, Chaps. IX, X.
- © Cf. E. S. Morgan, The American Revolution, 1958, p. 16. R. B. Morris, "The Confederate Period and the American Historian" in The William and Mary Quarterly, XIII, April, 1956, p. 153.
- 函 その詳細については、近刊予定の拙著(第三部)参照。
- (歴史評論、六三)、ヴァーモント成立史の背景については Irving (歴史評論、六三)、ヴァーモント成立史の背景については Irving Mark, Agrarian Conflicts in Colonial New York, 1940, Chap. VI. 参照。
- S Cf. Jensen, ibid., p. 26.
- (Gipson, Jared Ingersoll; a Study of American Loyalism, 1920)、植民地保守主義の性格を社会史的・社会心理学的に分析1920)、植民地保守主義の性格を社会史的・社会心理学的に分析したラバリーの研究(Labaree, Conservatism in Early American History, 1948)は、その代表的なものであろう。
- ® Book Review by Max Farrand, in The Amer. Hist. Rev., Oct., 1941, pp. 138~139.
- $\mbox{(@)}$ Morris, ibid., pp. 151~154. Morris, The American Revolution, 1955, p. 8.
- 例えばジョン・アダムズの日記。 Cf. U. B. Phillips, The American Negro Slavery, 1918, p. 119.
- 制定という角度からとり上げられ、不換紙幣法の制定や物価統⑪ 愛国派同志の軋轢は、従来主として連合規約ないし邦憲法の

- 制面にまで敷衍されることは少なかつたように思われる。不換 も考えたものであり、すべての邦議会が信用証券および紙幣の を行を認可した(ただし、その結果生じた 通貨インフレによ つて、結局債務者がどの程度恩恵をこうむつたかは明らかでない)。 物価統制も多くの邦において法令化され、或る場合には 邦際間の協定まで行われた協商は、七四年の一般物価のわずか ニュー・ヘヴンで行われた協商は、七四年の一般物価のわずか 七十五ペーセント高を規定している。物価統制が固定収入者に 七十五ペーセント高を規定している。物価統制が固定収入者に 七十五ペーセント高を規定している。物価統制が固定収入者に 力利であつたことはいうまでもない。 Cf. Hacker, Triumph, p. 175. さらに詳しくは Morris, "Labor and Mercantilism in the Revolutionary Era" in The Era of the American Revolution, edited by Morris.
-)各憲法がどういう点で革新的ないし保守的であつたかについ ア. A. Crowl, Maryland during and after the Revolution, 1943, pp. 22~29.
- Jensen, ibid., p. 14
- Of. "Jeremiah Wynkoop" in The Causes of the American Revolution, edited by Wahlke. H. S. Allen, John Hancock; Patriot in Purple, 1948. O. M. Dickerson, "John Hancock" in The Miss. Vall. Hist. Rev., March, 1946.

派必ずしも民主的行動をとるとは限らない、としている。 監察院 (Council of censors) を設けたことを指摘して、多数

Morris, "The Confederate Period," pp. 154~155

- ンソンのえらんだ道」(史林、卅三の六)参照。 ディッキンソン的人間像については拙稿「ジョン・ディッ 丰
- ンド革命をプランターと一般大衆との抗争として捉えたジェン Crowl, ibid., pp. 18~19. Douglass, ibid., p. 46. ンの見方は正しくない(Jensen, ibid., pp. 20~21)。 メリーラ
- Douglass, p. 72 note
- in the Age of Franklin (1942), The Colonial Craftsman 両著作の間に介在する Rebels and Gentlemen; Philadelphia Wilderness (1938) ねょら Cities in Revolt (1955)。 期的意義をもつものであろう。姉妹篇としての Cities に値いする――は、 市としてだけでなく生産的基礎 かという彼のアプローチ――都市の機能を従来のように商業都 て都市生活のなかに革命への条件がどのように育まれていつた 力として重要であつたとするブライデンボーの問題意識、従つ ながら、フロンティアとならんで都市が想像以上に歴史の推進 且つ海港都市だけでなく内陸都市の発展にも着限したのは傾聴 (1950) など。 植民地時代・革命期のアメリカが圧倒的に農本的社会であり 近時の植民地時代・革命史研究において画 (職人層の役割)からも捉え、 さらに in the
- 八六年の「チャールズ郡裁判所一揆」にすぎない (Cf. Crowl) メリーランドにおいて民衆騒擾の比較的顕著な事例は、一七

隣接植民地との関係から生じた、 list Delaware, 1775~1815, 1954, pp. 67~71. 参照。 ibid., p. 75)。デラウェアについては J. A. Munroe, Federa-つた。だから革命の原因は内部的な問題から生じたのでなく、 アン土地問題、海岸地方とフロンティアとの地域的対立はなか は、他の植民地で紛争の原因となつたインディアンやインディ と。 同地に

- Douglass, ibid., p. 211
- 73 Douglass, ibid., pp. 141~142.

terly, XIV, Jan., 1957, p. 7. にも見られる。 American Revolution" in The William and Mary Quar-Morgan, ibid., p. 18. 同様の見解は同じく Morgan, "The

執 筆 者 紹 介

畄 今 崎 津 敬 晃 名古屋大学助教授 大阪大学助教授

水 戸 野 Ħ 恭 芳 実 郎 岡山大学助教授 京都大学大学院学生

池 田 敬 Œ 会

田

雄

次

京都大学助教授

善 ٨ 京都大学助手

石

H

38

The Historiography of the American Revolution

by

Akira Imazu

What were the main causes of the American Revolution which resulted in the liberalist-movements in the 19th century together with the French Revolution?; and what functional relation was there between the movements for home-rule and independence of the Thirteen Colonies, and the socio-political tension within the Colonies?; these are still old and new basic problems in the study of the Revolution. This is the reason why Professor E. S. Morgan of Yale University says to-day such as following, while two generations more have passed since the publication of the objective writings by so-called "Imperial School of the Colonial Period": "We must not expand particular insights into a complete explanation. We must continue to ask, for we still do not fully know, what the Revolution was". In this paper the writer, tracing briefly the process how the history of the Revolution has been written from the very beginning of the Republic, will examine chiefly those two basic problems, and will have a perspective for the present in studying the Revolution.

Ming-ch'i (明器) Ni-hsiang (泥象) in the Han (漢) Dynasty and its Mode of Life

——cases in Ch'ang-sha (長沙), Kuang-chou (広州), and Kuei-hsien (貴県)——

by

Takashi Okazaki

For these years archaeological investigations in the southern China, including *Ch'ang-sha* (長沙) and *Kuang-chou* (広州), have made a rapid progress. To look back upon burials and finds of the *Han* (漢) era in *Ch'ang-sha* (長沙), *Lai-yang* (来陽), *Kuang-chou* (広州), *Chiulung* (九龍), and *Kuei-hsien* (貴県), especially earthen *ming-ch'i* (明